# 【表紙】

【提出書類】臨時報告書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年11月14日【会社名】東洋建設株式会社

【英訳名】 TOYO CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長執行役員 С Е О 吉田 真也

【本店の所在の場所】 大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

【電話番号】 06 (6209)8711

【事務連絡者氏名】 大阪本店総務部長 渡辺 忠

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

【電話番号】 03 (6361) 5450

【事務連絡者氏名】 コーポレート部門管理グループ 総務部長 小河 真

【縦覧に供する場所】 東洋建設株式会社 本社

(東京都千代田区神田神保町一丁目105番地)

東洋建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区山下町25番地15) 東洋建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦二丁目12番14号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2025年11月13日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

# 2【報告内容】

(1) 当該臨時株主総会が開催された年月日 2025年11月13日

# (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)について、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものです。

併合の割合

当社株式18,812,083株を1株に併合いたします。

本株式併合の効力発生日

2025年12月18日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

## 第2号議案 定款一部変更の件

本臨時株主総会における第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなる。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更する。

本臨時株主総会における第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなる。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株式についての権利)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う。

本臨時株主総会における第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、当社の株主は大成建設株式会社及び前田建設工業株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に関する規定はその必要性を失うことになる。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条(基準日)及び第15条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月18日に発生するものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	864,212	10,987	-	(注)	可決(98.74%)
第2号議案	864,198	10,854	-	(注)	可決 ( 98.74% )

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の3分の2以上の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上